

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一二

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(管理監督職に含まれる官職)	(管理監督職に含まれる官職)

第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与  
法第十条の二第一項に規定する官職（以下この  
条において「俸給の特別調整額支給官職」とい  
う。）に準ずる官職として人事院規則で定める  
官職は、次に掲げる官職とする。

一〇七 （略）

八 国土交通省の内部部局の次席航空情報管理  
管制運航情報官、航空保安大学校若しくは航  
空保安大学校岩沼研修センターの科長、国土  
地理院、地方整備局事務所、北海道開発局若  
しくは北海道開発局開発建設部の課長、地方  
航空局空港事務所の次席航空管制官、地方航  
空局空港出張所若しくは地方航空局空港・航

第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与  
法第十条の二第一項に規定する官職（以下この  
条において「俸給の特別調整額支給官職」とい  
う。）に準ずる官職として人事院規則で定める  
官職は、次に掲げる官職とする。

一〇七 （略）

八 地方整備局事務所の課長、北海道開発局の  
課長又は北海道開発局開発建設部の課長に準  
ずる官職として人事院が定める官職並びに地  
方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官、地  
方運輸局又は地方運輸局運輸支局の海事事務  
所の首席運輸企画専門官、地方運輸局運輸支  
局の首席海事技術専門官及び運輸監理部又は

---

空路監視リーダー事務所の次席航空管制技術

官又は航空交通管制部の次席航空管制官に準

ずる官職として人事院が定める官職並びに地

方運輸局運輸支局の首席運輸企画専門官及び

首席海事技術専門官並びに地方運輸局、運輸

監理部又は地方運輸局運輸支局の海事事務所

の首席運輸企画専門官及び首席海事技術専門

官

九 海上保安大学校又は海上保安学校の部長に

準ずる官職として人事院が定める官職

十 十六 (略)

(管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな

い管理監督職等)

---

地方運輸局運輸支局の海事事務所の首席海事

技術専門官

九 海上保安学校の部長に準ずる官職として人

事院が定める官職

十 十六 (略)

(管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としな

い管理監督職等)

---

第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 (略)

二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の庁に限る。次号において同じ。）の長官、警察庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官

三 (略)

2・3 (略)

(管理監督職への併任の制限)

第七条 法第八十一条の三の規定は、併任について準用する。ただし、検察官を管理監督職に併

第四条 法第八十一条の二第二項第一号の人事院規則で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

一 (略)

二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項の庁に限る。次号において同じ。）の長官、警察庁長官及び消費者庁長官

三 (略)

2・3 (略)

(管理監督職への併任の制限)

第七条 法第八十一条の三の規定は、併任について準用する。

任する場合は、この限りでない。

(他の管理監督職の併任の解除)

第八条 職員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該職員が他の官職への降任等をされたとき(第十七条の規定により他の官職への降任等をされたときを含む。)又は併任されている他の管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しななければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とす

(他の管理監督職の併任の解除)

第八条 職員が他の管理監督職に併任されている場合において、当該職員が他の官職への降任等をされたとき(第十八条の規定により他の官職への降任等をされたときを含む。)又は併任されている他の管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しななければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とす

る。

一 (略)

二 総合通信局等の特定管理監督職群 総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、総合通信調整官、次長、課長及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、総合通信調整官及び課長

三 (略)

四 国税局等の特定管理監督職群 国税局の部長、統括国税管理官、主任国税管理官、鑑定

る。

一 (略)

二 総合通信局等の特定管理監督職群 総務省の内部部局の室長、企画官及び調査官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに情報通信政策研究所の部長及び課長並びに総合通信局の部長、次長、課長、信書便監理官及び室長並びに沖縄総合通信事務所の次長、課長及び信書便監理官並びに人事院が定める官職

三 (略)

四 国税局等の特定管理監督職群 国税局の部長、統括国税管理官、主任国税管理官、統括

---

官室長、統括国税調査官、酒類業調整官、統括国税徴収官及び統括国税査察官並びに沖縄国税事務所の統括国税管理官、統括国税徴収官、酒類業調整官及び主任国税管理官並びに税務署の署長、副署長、税務広報聴官、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官並びに人事院が定める官職

五 都道府県労働局の特定管理監督職群 都道府県労働局の雇用環境・均等部長、雇用環境・均等室長、労働基準部長並びに総務部、雇用環境・均等部、雇用環境・均等室、労働基準部又は職業安定部の課長及び室長（雇用

国税調査官、統括国税徴収官及び統括国税査察官並びに沖縄国税事務所の統括国税管理官、統括国税徴収官及び主任国税管理官並びに税務署の署長、副署長、特別国税徴収官、特別国税調査官、統括国税徴収官、統括国税調査官及び酒類指導官並びに人事院が定める官職

五 都道府県労働局の特定管理監督職群 都道府県労働局の雇用環境・均等部長、雇用環境・均等室長並びに総務部、雇用環境・均等部、雇用環境・均等室、労働基準部及び職業安定部の課長及び室長（雇用環境・均等室長

---

環境・均等室長を除く。)並びに労働基準監督署の署長並びに労働基準監督署支署の支署長並びに公共職業安定所の所長並びに人事院が定める官職

六〇十二 (略)

(削る)

---

を除く。)並びに労働基準監督署の署長並びに労働基準監督署支署の支署長並びに公共職業安定所の所長

六〇十二 (略)

(管理監督職への併任の特例)

第十六条 任命権者は、法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事院が定める場合に限り、第七条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

---

第十六条～第十八条 (略)

(管理監督職への併任の特例)

第十九条 任命権者は、次に掲げる職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合に限り、第七条本文の規定にかかわらず、当該職員を、管理監督職に併任することができる。

一 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員

二 法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している管理監督職を占める職員

三 第三条第一号から第十号までに掲げる官職

第十七条～第十九条 (略)

(新設)

を占める職員

四 第四条第一項各号又は第二項各号に掲げる  
官職を占める職員

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 当分の間、第三条、第四条第二項第二号  
及び第十九条第三号の規定の適用については、  
第三条中「次に掲げる官職」とあるのは「次に  
掲げる官職、宮内庁の内部部局の官職で人事院  
が定める官職並びに原子力規制委員会の地域原  
子力規制総括調整官、安全規制調整官、首席原

附 則

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 当分の間、第三条及び第四条第二項第二  
号の規定の適用については、第三条中「次に掲  
げる官職」とあるのは「次に掲げる官職、宮内  
庁の内部部局の官職で人事院が定める官職並び  
に原子力規制委員会の地域原子力規制総括調整  
官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官及

子力専門検査官及び統括監視指導官」と、第四条第二項第二号中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職（人事院が定める官職を除く。）」と、第十九条第三号中「第三条第一号から第十号までに掲げる官職」とあるのは「第三条に規定する官職（同条第十一号から第十四号までに掲げる官職を除く。）」とする。

第三条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第五項に規定する旧国家公務員法勤務延長職員に対する第十九条の規定の適用については、同条第二号中「又は第二項」とあるのは、「若しくは第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律

び統括監視指導官」と、第四条第二項第二号中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職（人事院が定める官職を除く。）」とする。

（新設）

(令和三年法律第六十一号) 附則第三条第五項

若しくは第六項」とする。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第四条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第二条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

	改正後	改正前
別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)		別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係)

一〇三 (略)

四分限

(略)	人事管理文書の区分	(略)	規則一一	一一一	(管理監督職勤務 上限年齢 による降 任等)	(略)
(略)	基準日	(略)	(略)	第十八条	(略)	(略)
(略)	保存期間	(略)	(略)	取得の日	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	三年	(略)	(略)

五〇二十 (略)

一〇三 (略)

四分限

(略)	人事管理文書の区分	(略)	規則一一	一一一	(管理監督職勤務 上限年齢 による降 任等)	(略)
(略)	基準日	(略)	(略)	第十九条	(略)	(略)
(略)	保存期間	(略)	(略)	取得の日	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	三年	(略)	(略)

五〇二十 (略)

備考

一  
〽  
三  
(略)

備考

一  
〽  
三  
(略)